

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金授与規則

(目的)

第 1 条 大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金（以下「奨学金」という。）は、大島商船高等専門学校（以下「本校」という。）に在籍する学生のうち、学業成績が特に優秀であり、かつ、人物的にも優れた者に対して、奨学金を交付することにより、学生の勉学意欲及び修学環境の向上並びに優秀な人材の輩出を図ることを目的とする。

(奨学金)

第 2 条 奨学金は、給付型奨学金とし、大島商船高等専門学校創基 120 周年・高専創立 50 周年記念事業における奨学支援金をもって充てる。

(奨学生の資格)

第 3 条 奨学金の交付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、本校の専攻科第 1 学年の学生のうち、本校本科における学業成績が特に優秀であり、かつ、人物的にも優れた者とする。

(奨学生候補者の推薦等)

第 4 条 奨学金の交付を受けようとする者は、120 周年基金奨学金申請書（別紙様式 1）を校長に提出するものとする。

2 前項の申請があったときは、学科長は、奨学生候補者を選考し、専攻科長に推薦するものとする。

3 専攻科長は、4 月末日までに、120 周年基金奨学金推薦書（別紙様式 2）により、校長に奨学生候補者を推薦するものとする。

(奨学生の採用の決定等)

第 5 条 校長は、前条の推薦を受けたときは、厚生補導委員会の議を経て、5 月末日までに奨学生の採用を決定する。

2 校長は、採用が決定した奨学生について、120 周年基金奨学金決定通知書（別紙様式 3）により本人に通知するものとする。

3 奨学生として採用された者は、校長が指定する日までに奨学金振込依頼書（別紙様式 4）を提出しなければならない。

4 採用人数及び奨学金の額は、別表のとおりとする。

(奨学金の交付の取消し)

第 6 条 校長は、奨学生が当該年度に次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、厚生補導委員会の議を経て、奨学金の交付を取り消すことができる。

(1) 休学又は退学したとき。

(2) 本校の学則、規則等に違反し、懲戒処分を受けたとき。

(3) その他奨学生として不適当と認められるに至ったとき。

(奨学金の交付及び返還義務等)

第7条 校長は、奨学生に6月末日までに奨学金を交付するものとする。

2 奨学金は一括で交付し、奨学生は交付された奨学金について返還の義務を負わない。

ただし、前条の規定により奨学金の交付を取り消したときは、校長は、既に交付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることができる。

3 前項において奨学金の返還を求められた奨学生は、定められた期日までに返還しなければならない。

(他の奨学金等との重複)

第8条 奨学生が他の奨学金等を受給すること及び授業料免除許可者となることは妨げない。

(奨学金の事務)

第9条 奨学生の、採用決定に係る事務は学生課において行い、交付手続きは総務課において行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、奨学金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

2 令和元年度に限り、第4条第3項中「4月末日」を「7月末日」に、第5条第1項中「5月末日」を「8月末日」に、第7条第1項中「6月末日」を「9月末日」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和3年8月2日から施行する。

別表（第5条関係）

奨学金の採用人数及び奨学金の額

1 奨学金の交付額は、1人当たり10万円とする。

2 採用人数の上限は、海洋交通システム学専攻1名、電子・情報システム工学専攻2名、総数3名とする。

別紙様式 1

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金申請書

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

専攻 第 1 学年

本人氏名 _____ (自署)

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金の交付を受けたいので、大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金授与規則第 4 条に基づき、申請します。

別紙様式 2

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金推薦書

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

大島商船高等専門学校

専攻科長 _____ (自署)

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金授与規則第 4 条に基づき、奨学生候補者として下記のとおり推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 奨学生候補者

専 攻 _____ 専攻 第 学年

年度入学 _____ 年度

学籍番号 _____

氏 名 _____

2 推薦理由

別紙様式 3

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金決定通知書

年 月 日

殿

大島商船高等専門学校長

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金授与規則第 5 条に基づき、奨学生に決定しましたので、通知します。

別紙様式 4

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金振込依頼書

年 月 日

大島商船高等専門学校
出納命令役事務部長 殿

専攻 第 学年
氏名 (自署)

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金を，下記口座に振込みして下さるようお願いいたします。

記

振込先	銀行	支店
預金種別	普通	当座
口座番号		
口座名義 (漢字)		
口座名義 (フリガナ)		

* 振込先口座が記載されたページの通帳のコピーも提出願います。